

若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託企画提案募集実施要領

1 件名

若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託

2 履行場所

受託者が準備した場所、受託者の本拠地及び委託者が指定する場所

3 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

4 目的

東京都（東京都水道局。以下「委託者」という。）は、都営水道給水区域に在住、在勤又は在学の若者に水道事業への理解や信頼を深めてもらうべく動画による広報展開を行うため、動画の内容や発信方法等について、若者の意見を取り入れるためのグループワークを令和8年度から実施している。

本件は、実施に当たり、その効果を高めるため、若者の集客に効果的な広報案及びグループワークを企画運営するとともに、若者に届き響く動画の制作、発信及び拡散を委託するものである。

5 委託業務の概要

別紙「若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託概要」のとおり。ただし、契約時の委託内容は、コンペにおいて契約予定者から提案された企画内容を反映させて、変更する場合がある。

6 応募資格

東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者であり、営業種目116「映像等製作」の「A」の等級に格付けされていること。

7 応募方法等

（1）応募方法

応募する事業者は、申込書に必要事項を記入の上、令和8年10月28日（水）午後4時までに、下記の担当宛てに電子メールで申込書及び上記6を満たすことが確認できる資料を提出するものとする。「令和7・8年度東京都物品買入れ等競争入札参加資格受付票」の提出は必須とする。

なお、提出の際は、必ず電話連絡を併せて行うこと。参加可否については、受付けた日の翌日から3営業日以内に申込書に記載されたメールアドレス宛てに回

答する。

(提出先)

東京都水道局サービス推進部サービス推進課企画総括担当

メールアドレス S0813205@section.metro.tokyo.jp 電話番号 03-5320-6326

(2) 参考情報

- ・ 東京都水道局ホームページ 水道サポーター

(<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/kouhou/suisapo>)

- ・ 東京都水道局公式YouTube

(<https://www.youtube.com/@suitekikun/videos>)

(3) 質問受付

本業務委託に関する質問については、令和8年10月29日(木)から令和8年11月4日(水)正午(必着)までに電子メールで質問事項を提出するものとする。

電子メールの件名には、「【質問】若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託について」と記載すること。

質問への回答は、令和8年11月9日(月)までに、全ての参加希望者に対して電子メールにて行う。

(提出先)

東京都水道局サービス推進部サービス推進課企画総括担当

メールアドレス S0813205@section.metro.tokyo.jp

8 企画提案

(1) 提案書の件名

若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託

(2) 提案書作成上の留意点

ア 提案書の作成に当たっては、実施目的及び別紙「若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託概要」の内容を十分に反映した提案となるよう努めること。

イ 企画提案の実施に当たり国家資格、免許等が必要な場合、特許を使用する場合及び第三者の権利に係る著作物を利用する場合には、その内容を提案書の中に明記すること。

(3) 提案書の様式等

用紙はA4判横とする。

両面印刷とし、表紙、目次を除いたページ数を50ページ(25枚)以内とする。

文字サイズは11ポイント程度を標準とする。

提案書の提出に際しては、製本をせずに左上部ステープラー又はダブルクリップ留めとする。

(4) 提案書の内容

提案書は、別紙「若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託概要」に記載の事項を網羅すること。

提案書の冒頭には、提案内容の全体像及び特徴を簡潔に整理した概要を記載すること。

提案書は下記事項の順に記載し、表紙の次に各項目の該当ページを示した目次を付すこと。

ア グループワーク参加者の募集

イ グループワークの企画提案

ウ 動画の制作、発信・拡散の提案

（ア）参加者の意見を取り入れた動画の制作

（イ）動画の発信・拡散方法

エ 著名人の起用

オ 記録映像の制作

カ 効果検証

キ 運営体制の提案（契約期間、イベント当日）

ク 全体工程表

ケ 事業費の見積

コ 同種または類似の業務の過去実績（社名及び社名を連想させる表記をしないこと）

9 提出物

- （１）提案書12部（うち11部は社名及び社名を連想させるものを削除すること。）
- （２）提案書データ（社名のないもの）を全て収録したCD-R 1枚
- （３）過去10年間に以内に受注した、官公庁との類似の契約実績（任意様式・社名入り 1部）

10 提案書の提出

（１）提出方法

下記（３）の提出先まで直接持参又は郵送すること。持参の場合は、東京都の休日に関する条例（平成元年条例第10号）第1条第1項に定める休日を除く日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

なお、最終日は正午までとする。郵送する場合は、郵送後、追跡番号を電話にて連絡すること。

（２）提出期限

令和8年11月20日（金）正午まで（必着）

期限内に提案書の提出がない参加者については、本企画コンペを辞退したものとみなす。

また、期限を過ぎて持ち込まれた提案書については、一切受領しない。
なお、郵送の際は提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎23階北側
東京都水道局サービス推進部サービス推進課

11 審査会

審査会は、委員長・副委員長を含む過半数の委員若しくはその代理の出席をもって開催する。

(1) 日時

令和 8 年12月 4 日（金）
詳細な時間については、別途通知する。

(2) 場所

東京都庁第二本庁舎会議室
詳細な場所については、別途通知する。

(3) 企画案の説明

ア 審査時間は、1 社あたり30分程度とする(説明20分以内、質疑応答10分程度)。
ただし、参加者が多数である等の事情により、1 社当たりの時間を短くすることがある。この場合にあっては、別途通知する。

イ 審査会への出席は、各社 3 名以内とする。

なお、企画案の説明は、別紙「若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託概要 6 運営体制の提案」で求める体制図案で示した業務責任者等が行うこととする。

ウ 説明にあたっては、提出した提案書をモニターに映写して実施すること。モニターは委託者が用意するが、説明に使用するパソコンは参加者が用意すること。モニターの接続端子はHDMIを用いること。

なお、当会議室の事情により変更がある場合は、別途通知する。

エ 参加者が 1 社のみであった場合にも、選考委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(4) 審査基準

次に掲げる項目について審査し、当局の意図に照らし、最も評価の高い企画提案を特定する。

各審査員に点数をつけていただき、点数の高い順に順位をつけ、順位に対応した点数を付与する。各委員の順位に対応した点数を合計し、合計点の最も高い点数の提案を採用する。

例：三社が参加した場合、1 位に 3 点、2 位に 2 点、3 位に 1 点

同点の場合は、1 位と順位付けした委員数が最も多い提案を採用する。

なお、審査委員の意見を聴取したうえで、審査委員長の判断により決定する。
ただし、審査委員の意見を聴取したうえで、いずれの提案も採用しない場合がある。

審査項目	観点
1 グループワーク 参加者の募集	提案力があり水道事業や動画制作に興味関心のある若者への募集に向けた広報策 ・都内の若者の集客に効果的な広報策になっているか。 ・学校及び学生団体等ターゲットを明確にした効果的な広報策となっているか。 ・目標応募者数に到達させるための効果的かつ計画的な広報策となっているか。 ・グループワークの目的や内容が伝わるものになっているか。 ・広報物のデザインが若者の興味を引くデザインになっているか。
2 グループワーク の企画提案	企画提案の内容 ・グループワークの企画内容が参加者の主体的な意見を引き出しやすい企画となっているか。（グループワーク全体の進行方法、各班の班運営等） ・参加者の意見や発想を柔軟に動画制作へ反映できる企画となっているか。 ・参加者同士のコミュニケーションを活発化させるような工夫がなされているか。 ・参加者と水道局職員が活発に議論を交わし、協働して動画企画案を制作できる企画となっているか。 ・参加者が水道局事業を身近に感じ、理解を深められるような交流会となっているか。 ・ファシリテーター、動画アドバイザーがグループワークにおける議論活発化に資する経験及び実績を有しているか。
3 動画の制作、発信・拡散の提案	(ア) 参加者の意見を取り入れた動画の制作 ・参加者の意見を柔軟に動画企画案に取り入れられる体制となっているか。 ・参加者の意見及び水道局の意向を踏まえ、動画企画案を具体的かつ効果的な完成動画として制作できる見込みがあるか。

	(イ) 動画の発信・拡散方法 ・若者への訴求力が高い多様な媒体を有効に活用した広報策となっているか。 ・活用する媒体における、動画の総再生回数が、100万回以上となる提案になっているか。 ・都内の若者への認知度向上に資する広報策となっているか。
4 著名人の起用	起用する著名人の選定理由と候補者案 ・地方公営企業である水道事業体が起用する著名人としてふさわしいか。 ・若者から興味・好感を持たれている著名人を選定しているか。 ・著名人のSNSアカウントフォロワー数が動画を拡散するにあたり十分な人数か。 ・水道局事業への理解を示し、参加者との対話を通じた議論の活発化を図れる人物であるか。
5 記録映像の制作	記録映像の内容 ・若者が関心を持つ内容や表現方法となっているか。 ・制作した動画の視聴を誘引する内容となっているか。
6 効果検証	・事業効果を各局面ごとに適切に把握・分析できる検証計画となっているのか。 ・検証結果を踏まえた課題を洗い出し、効果的な改善提案となっているか。 ・動画の拡散状況について適切に把握・分析し、事業効果の検証につながる実績報告となっているのか。
7 運営体制の提案	・契約期間を通して、提案内容に応じた適切な実施体制であるか。 ・イベント当日は、確実な履行体制となっているか。 ・個人情報の取扱いについて、十分な対策が施されているか。
8 全体工程表	・提案内容に応じた矛盾のない実現性が高い工程計画となっているか。
9 事業費の見積	・見積価格は提案内容の実現に見合っているか、また、その内訳は妥当なものか。
10 同種または類似の業務の過去実績	過去実績における成果から見る本委託業務の運営能力 ・同種又は類似事業の受託等実績は十分であるか。 ・安定的かつ効果的に運営する能力を有すると判断できる

	ものか。
--	------

12 採用方法

審査会による審査を行った結果、最も評価の高かった企画提案を特定する。

13 委託上限額

53,381千円（税込）を上限とする。見積額は、委託上限額を上回らないようにすること。

14 結果通知

審査結果については、令和8年12月9日（水）までに書面により通知する。

15 その他

- （1）応募に係る費用は、全て応募者負担とし、当局は一切費用を負担しない。
- （2）提出物は、原則として返却しない（当局で保管期間終了後破棄する。）。
- （3）選定された事業者の提出物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号））については、当局に帰属するものとする。
- （4）企画提案の作成及びその実施に当たり第三者の権利に係る著作物を利用する場合においては、当該著作物に係る一切の権利処理は、参加者の費用及び責任において行うものとする。
- （5）企画提案の内容は、上記11（4）に示した条件を満たす企画提案の特定を目的としたものであり、当局は、当該企画提案の一部について修正して実施することができる。
- （6）資料提供後に質問をする場合には、全て電子メールによることとし、回答は全ての参加者に対して電子メールにより行うものとする。
- （7）審査内容に係る質問には、一切応じない。
- （8）審査の結果によっては、すべての企画提案を採用しない場合もある。
- （9）詳細については、当局の指示に従うこと。
- （10）若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託の仕様書は、企画コンペで最優秀企画として特定された提案及び若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託概要を基に、委託者が作成する。
- （11）本件契約は、令和9年度の東京都水道局水道事業会計予算が令和9年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和9年4月1日に確定される。

16 問合せ先

東京都水道局サービス推進部サービス推進課
電話 03-5320-6326

メールアドレス S0813205@section.metro.tokyo.jp